

# 学校運営方針

令和8年度

## 岩手県立盛岡青松支援学校 運営方針

### (1)教育目標

児童生徒が主体的に学習に取り組みながら、病気や障がいを乗り越え、希望をもって明るく強く生き抜く豊かな人間性を育む。

#### 【校訓】

明	朗	(明るく元気な人)
自	主	(進んで学ぶ人)
創	造	(挑戦し考える人)

### (2)目指す学校像

- ア 児童生徒が互いに心を磨き、活発に高め合う、温かく創造的な学校
- イ 体験的、主体的な学びを通して探求心を育み、自然や災害、環境について興味・関心を広げ、生涯にわたって学び続ける態度を育成する学習実践に取り組む学校
- ウ すべての教職員が特別支援教育の専門性を高め、岩手県の病弱虚弱教育のセンター的役割を果たすとともに、保護者及び地域社会から信頼される学校
- エ 保護者や医療・福祉、労働等の関係機関及び地域社会と連携し、児童生徒の健全育成を目指す学校
- オ 教職員の融和と健康の維持・向上を図り、やりがいをもって協働する学校

### (3)運営方針

- ア 児童生徒一人一人の自立と社会参加に向け、基本的な生活習慣の確立と基礎的・基本的な学力の確実な定着を図る。
- イ 学部内及び学部間の連携を高め、より効果的な指導及び支援を実現する。
- ウ 病弱虚弱教育に関する専門性の向上を図り、岩手県の病弱虚弱教育の充実と発展を推進する。
- エ 保護者や医療・福祉、労働等の関係機関及び地域社会との緊密な連携を保ち、教育活動の充実を図るとともに開かれた学校づくりに努める。
- オ 児童生徒一人一人の生きる力を育むため、健康・安全教育の推進に努めるとともに、環境や災害に対する関心を高める。
- カ 信頼される学校を目指し、同僚性を高める職場づくりを推進する。

### (4)本年度の重点目標と目標達成のための方策

- ア 豊かな心を育み、基本的な生活習慣の確立と健康増進に努める。
  - (ア)病気や障がいの理解とカウンセリング・マインドを活かした「心と体のケア」の充実
  - (イ)児童会・生徒会活動、部活動等の活性化
  - (ウ)あいさつ運動の推進
  - (エ)小学校、中学校、高等学校間の交流及び共同学習の推進
  - (オ)安全教育、保健指導の充実
  - (カ)体験的学習の充実
  - (キ)防災・復興教育の推進

イ 一人一人が意欲をもち主体的に学習に取り組めるよう、授業及び教育課程の改善を進める。

(ア)「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」「キャリアパスポート」等に基づいた支援と指導の充実

(イ)「個別の指導計画」を活用した自立活動の充実

(ウ)各教科、学部等による観点別評価及び授業改善の実施

(エ)指導内容及び教材の精選、指導方法の工夫、ICT機器の積極的な活用

(オ)家庭学習の計画的な実施と内容の工夫

(カ)学級編成、教育課程等の改善及び個々に合わせた実践の充実

ウ 自分らしい生き方の実現に向け、必要な経験が積めるよう、段階を踏んだキャリア教育を充実させ、地域に貢献できる人材の育成を図る。

(ア)キャリア教育の全体計画に基づいた、各学部が連動した具体的な取組の推進

(イ)「キャリアパスポート」等を活用し、自ら目標をもった進路選択・希望進路実現につながるよう、進路指導や外部関係機関との連携を重視

(ウ)自己肯定感を高め地域社会との関わりに理解を深められる指導の工夫

エ 特別支援教育の専門性向上のための研究及び研修を充実させる。

(ア)研究授業、授業研究会の充実

(イ)児童生徒の指導・支援に直結する研究の推進

(ウ)学識経験者等との連携による病状や障がいに関する研修会の実施

(エ)各研修会への積極的な参加と研修報告会による校内への還元

(オ)研究成果の効果的な活用

オ 病弱虚弱教育を行う特別支援学校の教師としての使命感をもち、地域や関係機関との連携を深めながら特色ある教育活動を推進する。

(ア)みちのくこども療育センターとの連携の充実

(イ)本校の教育活動の周知とエリアコーディネーターとの連携による支援センター業務の充実

(ウ)支援会議等による児童相談所、市町村の福祉担当者・教育委員会・医療機関等との共通理解と支援体制構築

(エ)地域の教育資源の活用及び地域交流や表現活動等への積極的な参加推進

カ 学校いじめ対策組織を中核として、いじめの防止や早期の発見と解決、再発防止のための日常的な指導支援の工夫を図る。

(ア)アンケートや面談等によるいじめの兆候の把握

(イ)いじめ防止対策委員会におけるいじめに関する情報の共有と組織的対応の徹底

(ウ)指導場面における児童生徒一人一人のよさを認める指導支援の工夫

キ 教職員一人一人が児童生徒を個人として尊重し、不適切な指導を根絶する体制を組織として構築する。

(ア)不適切な指導等に関する正しい理解の普及徹底

(イ)指導における悩みを職員間で共有し、不適切な指導については「子どもを守る」強い意識で管理職に報告できる職場風土の醸成

(ウ)教職員が心身ともに健康で生き生きと活躍し、互いに支え、高め合い、感動を分かち合える同僚性の向上